

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		新座市地区まちづくり協議会の認定の取消し
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市地区まちづくり推進条例施行規則第10条 条例第11条第5項に規定する取消しの通知は、新座市地区まちづくり協議会認定取消決定通知書により行うものとする。
処 分	関 係 条 項	<p>新座市地区まちづくり推進条例第11条第1項、第2項、第4項</p> <p>市長は、第8条第2項の規定により認定を受けた協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による報告を行わなかったとき。</p> <p>(3) 活動に関し著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>2 市長は、第8条第3項の規定により認定を受けた協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第8条第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 第9条第1項の規定による報告を行わなかったとき。</p> <p>(3) 活動に関し著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しを行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。</p>
	基 準	<p>基 準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p> <p>参 考 事 項</p> <p>設定等年月日</p>